

公衆浴場法施行条例

平成二十年三月二十五日

条例第十九号

改 令和 四年 三月二九日条例第一六号

正

公衆浴場法施行条例をここに公布する。

公衆浴場法施行条例

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和四十年埼玉県条例第十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）第二条第三項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準並びに法第三条第二項の規定による公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において「一般公衆浴場」とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。

（配置の基準）

第三条 新たに受けようとする法第二条第一項の許可に係る一般公衆浴場の設置の場所が配置の適正を欠くと認められる場合は、その一般公衆浴場と現に存する一般公衆浴場との距離が三百五十メートルに満たない場合とする。この場合における距離は、一般公衆浴場の本屋の最近の部分間を直線で測定するものとする。

2 一般公衆浴場で次の各号のいずれかに該当する場合におけるものについては、前項の規定は、適用しない。

一 営業の譲渡がなされた場合において、その譲受人が引き続き同一の場所において一般公衆浴場を営もうとするとき。

二 一般公衆浴場の用に供している建物が滅失し、損傷し、老朽化した等のため、その営業者がこれを新築し、又は改築して、引き続き同一の場所において一般公衆浴場を営もうとするとき。

三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）による土地の収用により従前の場所において経営ができなくなったため、その営業者が、法第二条第一項の許可を行う者（第六条において「許可権者」という。）が公衆衛生上支障がないと認める場所において一般公衆浴場を営もうとするとき。

（一般公衆浴場の措置の基準）

第四条 一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、別表第一のとおりとする。

（その他の公衆浴場の措置の基準）

第五条 一般公衆浴場以外の公衆浴場（次項及び次条において「その他の公衆浴場」という。）のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第一号に規定する営業に係る公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、別表第一（第一号ロ及びラ並びに第二号チを除く。）及び別表第二のとおりとする。

2 その他の公衆浴場のうち、前項に規定する公衆浴場以外の公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、別表第一のとおりとする。

3 前項に規定する公衆浴場のうち、熱気、砂等を使用する入浴設備（以下「サウナ室」という。）のみを入浴設備として利用させる公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、同項の規定にかかわらず、別表第一第一号イからリまで、ヨ及びム並びに第二号イからニまで及びヨからツまでの規定のとおりとするほか、シャワーを設けることとする。

一部改正〔令和四年条例一六号〕

（措置の基準の緩和）

第六条 前二条の規定にかかわらず、別表第一第一号イ、ラ(2)及びム(1)並びに第二号レの規定については、許可権者は、これらの規定の一部を適用しない場合においても施設の利用形態から風紀に支障がないと認めるときは、当該一般公衆浴場又はその他の公衆浴場に対しては、当該一部の規定を適用しないこととすることができる。

一部改正〔令和四年条例一六号〕

(責任者の届出)

第七条 営業者は、別表第一第二号ツの規定に基づき日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

一部改正〔令和四年条例一六号〕

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年十月一日から施行する。

一 第四条から第六条までの規定（第三号に掲げる規定に係る部分に限る。）

二 第七条及び次項の規定

三 別表第一第五号、第七号、第十号、第十三号、第十七号（浴槽水の水質に係る部分を除く。）、第十八号、第二十号、第二十二号、第二十四号から第三十号まで及び第三十三号の規定

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に法第二条第一項の許可を受けている者の当該許可又は同項の許可の申請をしている者の当該申請に係る公衆浴場に別表第一第十号、第十三号、第二十四号イ、ロ、ホ、ト及びリ、第二十六号、第二十八号イ及びハ並びに第二十九号（イを除く。）の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分が変更されるまでの間は、当該部分に係る衛生及び風紀に必要な措置の基準については、これらの規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月二十九日条例第十六号）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（同表第二号レに係る部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の許可を受けている者の当該許可又は同項の許可の申請をしている者の当該申請に係る公衆浴場に改正後の別表第一第一号タ、レ、ネ及びナ(1)の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分が変更されるまでの間は、当該部分に係る衛生及び風紀に必要な措置の基準については、これらの規定は適用せず、なお従前の例による。

別表第一（第四条―第七条関係）

一 施設設備

イ 浴室及び脱衣室は、男女別に設け、外部から及び男女各室相互に見通すことができないようにし、かつ、その出入口を男女別にすること。

ロ 玄関又はこれに類する場所には、通常の入浴者数に応じた十分な数の履物を保管することができる設備を設けること。

ハ 入浴者の利用しやすい場所に、男女別に客用便所を設け、これに流水式手洗設備を設けること。

ニ 浴室、脱衣室、客用便所その他の入浴者が直接利用する場所は、防虫設備を有する換気用設備（開放できる窓を含む。）を設けること。

ホ 入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）の誤飲をしないこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと等の注意事項並びに入浴料金及び営業時間を表示すること。

ヘ 浴場の施設内には、善良な風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真等の物品を掲げ、又は備えないこと。

ト 浴室又は脱衣室には、一個以上の飲料水（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置により供給される水その他飲用に適する水をいう。）を供給する設備を設け、当該水は飲用に適するものである旨を表示すること。

- チ 脱衣室の床には、耐水性材料を用いること。
- リ 脱衣室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の入浴者の衣類及び携帯品を保管することができる設備を設けること。
- ヌ 浴室の床、周囲の腰張り及び浴槽には、耐水性材料を用いること。
- ル 浴室は、床面を滑りにくい仕上げとするとともに、適当な勾配を設け、使用後の湯水が停滞することなく排出できる構造であること。
- ヲ 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。ヨ並びに次号ニ及びヘにおいて同じ。）栓及び上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。ヨ並びに次号ニ及びヘにおいて同じ。）栓の設備を設けること。
- ワ 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の腰掛けを備えること。
- カ 浴室には、入浴者の見やすい位置に浴槽水の温度を明示する温度計を設けること。
- ヨ 原湯（浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。ソ及び次号ニにおいて同じ。）、上がり用湯及び上がり用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。
- タ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。
- レ 貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。次号トにおいて同じ。）を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。
- ソ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。
- ツ ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
- （１） ろ過器の一時間当たりの処理能力は、当該ろ過器から湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。
 - （２） ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
 - （３） ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水がろ過器に流入する前の位置に集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。次号ヌ（３）において同じ。）を設けること。
 - （４） 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ等の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。
 - （５） 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水がろ過器に流入する直前の位置に設けること。
- ネ 浴槽からあふれ出た湯水（以下ネ及び次号ルにおいて「オーバーフロー水」という。）及びオーバーフロー水を回収する槽（以下ネ及び次号ルにおいて「回収槽」という。）の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。
- ナ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下ナ及び次号ワにおいて「気泡発生装置等」という。）については、次のとおりとすること。
- （１） 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。
 - （２） 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- ラ 屋外に浴槽を設ける場合は、イからナまでの規定に準ずるほか、次のとおりとすること。
- （１） 屋外の浴槽に附帯する通路等は、浴室、脱衣室等屋内の保温されている部分から直接出入りする構造であること。
 - （２） 屋外の浴槽及びこれに附帯する通路等（以下（２）において「屋外浴槽等」という。）は、男女別に設け、かつ、外部から及び男女各屋外浴槽等相互に見通すことができないようにす

ること。

(3) 屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

ム サウナ室を設ける場合は、次のとおりとすること。

(1) サウナ室、入浴者用の休憩場所及びサウナ室に附帯する通路等（以下(1)において「サウナ室等」という。）は、男女別に設け、かつ、外部から及び男女各サウナ室等相互に見通すことができないようにすること。

(2) サウナ室の床面、内壁及び天井には、必要に応じて耐熱性材料を用いること。

(3) サウナ室の床面は、隙間がなく、清掃が容易に行える構造とし、必要に応じて排水が容易に行えるように適当な勾配及び排水口を設けること。

(4) サウナ室は、換気を適切に行える構造であること。

(5) サウナ室には、必要に応じて非常用ブザー等を入浴者の見やすい位置に設けること。

(6) サウナ室には、入浴者の見やすい位置に温度計を設け、必要に応じて湿度計を設けること。

二 衛生管理

イ 浴室、脱衣室、客用便所その他の入浴者が直接利用する場所は、換気を十分に行い、床面は二十ルクス以上の照度を保つこと。

ロ 浴場の施設は、常に清潔に保ち、毎日一回以上清掃すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、毎週一回以上清掃すること。

ハ 浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫等の生息状況等について毎月一回以上点検し、その結果に応じた適切な措置を講ずること。

ニ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。

ホ 浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。

ヘ 上がり用湯及び上がり用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

ト 貯湯槽を設置する場合は、次のとおりとすること。

(1) 貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において、原湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。

ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。

(2) 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。

チ 浴槽には、営業時間中常に湯水が満ちているようにすること。

リ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、毎週一回以上完全に換水すること。

ヌ ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

(1) ろ過器は、毎週一回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。

(2) 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管は、毎週一回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

(3) 集毛器は、毎日一回以上清掃すること。

(4) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。

(5) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

ル オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこととし、オーバーフロー水及び回収槽の湯水は浴槽水とは別に消毒すること。

ヲ 水位計配管は、毎週一回以上清掃することとし、必要に応じて消毒すること。

ワ 気泡発生装置等は、必要に応じて清掃及び消毒すること。

カ 打たせ湯には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

ヨ 調節箱（洗い場の湯栓又はシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下ヨにおいて同じ。）を設ける場合は、当該調節箱を定期的に清掃すること。

タ シャワーは、毎週一回以上内部の水が置き換わるように通水することとし、シャワーヘッド

- とホースは定期的に点検し、毎年一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄及び消毒すること。
- レ 七歳以上の男女を混浴させないこと。
- ソ タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は未使用のもの又は消毒したものとし、かみそりを入浴者に貸与する場合は未使用のものとする事。
- ツ 営業者は、自主管理を行うため、施設の配置図、給排水の配管図等浴場の構造設備に係る図面を備えるとともに、自主管理の手引書及び点検表を作成して従業員に周知徹底させ、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を選任すること。

全部改正〔令和四年条例一六号〕

別表第二（第五条関係）

一 施設設備

- イ 個室の有効面積は、おおむね八・二五平方メートル以上とすること。
- ロ 個室は、脱衣場所と入浴場所との境を透明材料で区画し、その出入口から内部を見通すことができる構造であること。
- ハ 個室の出入口の扉等には、適当な位置に内部を見通すことができる窓を設けてこれを有効に保ち、鍵を付けないこと。
- ニ 個室には、サウナ室又は使用のたびに浴槽水を換水することができる浴槽を設け、かつ、サウナ室のみを設ける場合にあっては、シャワーを設けること。

二 衛生管理

- イ 入浴者に使用させる布片類は、常に清潔を保ち、入浴者一人ごとに取り替えること。
- ロ 従業員には、風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

全部改正〔令和四年条例一六号〕